

令和 3 年

総務産経常任委員会会議録

令和 3 年 6 月 22 日

田上町議会

令和3年第3回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年6月22日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 8番 | 椿一春君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 関根一義君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 今井幸代君 | | |
- 4 委員外出席議員
なし
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|---------------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 総務課
政策推進室長 | 堀内誠 |
| 副町長 | 吉澤深雪 | 地域整備課長 | 時田雅之 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 産業振興課長 | 佐藤正 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 渡辺明 |
| 書記 | 板屋越麻衣子 |
- 8 傍聴人
- | | | | | |
|-------|------|------|------|------|
| 三條新聞社 | 議会議員 | 松原良彦 | 議会議員 | 中野和美 |
| | 議会議員 | 品田政敏 | | |
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第24号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
- | | |
|----|---------|
| 1款 | 議会費 |
| 2款 | 総務費（1項） |
| 6款 | 農林水産業費 |

7款 商工費

8款 土木費

議案第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（今井幸代君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、総務産経常任委員会付託案件審査ということで開会したいと思います。

藤田委員は少し遅参をするということで連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今日傍聴は、三條新聞社、そして委員外ということで松原議員、そして中野議員、品田議員から傍聴の申出をいただいておりますので、許可をしております。

それでは、今日も一日どうぞよろしくお願ひします。

では、町長からご挨拶お願ひいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。朝早くからご苦労さまでございます。

最近、すごく日が長くなったなと感じておりましたら、昨日が夏至だったということで、ああ、さもありなんなというふうに実は感じたわけであります。まだ午後7時回っても明るいものですから、明るいうちに仕事終わって家へ帰るのも、罪悪感ではないですけども、何かそんなことを感じるのも自分が結構やっぱり古い人間なのかなというふうに感じたところであります。

今日は、総務産経常任委員会ということで、付託議案が議案第24号、28号、2件でございます。よろしくひとつご協議のほどお願ひ申し上げます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第24号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第2号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、そして議案第28号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）議定についてとなっております。

それでは、これより議事に入ります。

議案第24号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。

それでは、議案書の8ページへお願ひいたします。議案第24号 令和3年度田上

町一般会計補正予算(第2号)です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,746万3,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,065万8,000円とする内容でございます。

それでは、歳入のほうからご説明をいたします。議案書14ページお願いをいたします。1款町税、2項1目固定資産税、1節現年度課税分ということで951万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、当初予算の際にもご説明しましたとおり、新型コロナウイルス感染に関係する固定資産税の軽減措置ということで、令和3年度の1年度に限り、償却資産、それから事業用家屋について固定資産税を軽減を図るということでございまして、今回額が確定をしたということで、951万1,000円ということで減額をさせていただくものでございます。

続きまして、10款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金951万1,000円でございます。こちらにつきましては、先ほどの固定資産税につきまして、軽減する分につきましてこちらのほう、国のほうで地方特例交付金ということで100%それらを補填するというところで、今回同額ということで計上させていただいているところでございます。

それから、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金183万8,000円の補正をお願いするものでございまして、まず戸籍システム、これマイナンバー絡みで令和2年度からいろいろとシステムの改修を実施しておりますけれども、令和3年度につきましては、歳出につきましては既に当初予算で計上をさせていただいております。当初予算の段階では補助が確定をしていない未確定の状態だったものですから、今回この戸籍システムの関係で26万4,000円、それから39万6,000円ということで2つあるのですが、これらのシステム改修についてそれぞれ法務省のほうから10分の10の補助ということで通知が来ているということで、今回その部分を増額をいたします。

あわせて、マイナンバーカードの交付事務費補助金ということで、歳出のほうの町民課のほう出てくるのです。マイナンバーカードの交付の関係でかなり申請が増えているということで、今回郵便料では39万8,000円ほど。それから、備品ということで、マイナンバーカードの裏書きのプリンター、住所等が変わった場合、それを印字するというのでプリンター。それから、マイナンバーカードの保管をする保管庫ということで、これらを今回購入したいということで、それらに関する経費117万9,000円ほどになるのですが、これらも全額国庫補助を受けられるということで今回歳入を受けているという内容でございます。

それから、3目衛生費国庫補助金7,879万6,000円の補正でございます。1節の保健衛生費補助金62万2,000円ですが、新型インフルエンザ予防接種台帳システム改修事業補助金、それからロタウイルスワクチン情報連携体制整備事業補助金ということで、こちらについては今回の新型コロナの絡みでシステムを導入したのですけれども、新たにロタウイルスと新型インフルエンザという、今後そういうものが出てくるものに対応するという、情報連携をするためにこちらの改修を行いたい。これについては国のほうから令和3年度のみ補助が受けられるということで、全体経費の3分の2を補助が受けられるということで、今回その2つの関係のシステムの改修をしていきたいという内容でございます。

それから、2節の新型コロナウイルス対策事業補助金7,817万4,000円でございます。新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金6,847万4,000円ということで、こちらにつきましましてはかなり国のほうからの前倒し等の絡みございまして、今後不足するだろうということで今回補正を組まさせていただきます、これは全額歳出同額の金額を今回補助として受け入れるといった内容でございます。

低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金ということで970万円です。こちらにつきましましては、これも国の新型コロナの絡みの制度でございまして、独り親については事業主体が県だということで事務費的な部分をこちらで実行して受け入れるということで、以前の全員協議会でも説明があったかと思えますけれども、その後国のほうからそれ以外の低所得者の子育て世帯につきまして児童1人当たり一律5万円を支給していきたいということで、一応住民税非課税世帯が対象になるということで、こちらは国が人数を示してきたということで144人分を今回事業費として計上しております。それにプラス事務費の分もということで、これは全額国庫補助ということで受入れをするものでございます。

それから、議案書15ページ、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金1万1,000円の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましましては昨年もあったのですが、民生委員が1名、一身上の都合で退任をされたということで、後任の選任ということで令和2年度にそれがなかったということで、引き続き令和3年度もこの推薦会を実施をしていくということで、経費を見ているといった内容でございます。

16款2項県補助金、3目衛生費県補助金5万9,000円でございますが、3節新型コロナウイルス対策事業補助金5万9,000円、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金5万9,000円、こちらが先ほどちょっと申し上げま

した、以前全員協議会でもお話をさせていただきました低所得者の独り親世帯に対する補助金ということで、事業実施主体は県になりますので、町は事務費のみということになりますので、5万9,000円の受入れをするものでございます。

続きまして、8目教育費県補助金51万1,000円でございます。2節の教育総務費補助金51万1,000円、スクール・サポート・スタッフ配置事業ということで、こちらにつきましては、令和2年度にそれぞれの学校に配置をしておりましたが、令和3年度については1名分のみということで当初予算では計上しておりましたが、県のほうからもう一名追加はどうかということで、1名追加をさせていただきたいということで今回補正をするもので、これらの経費県からは3分の2の受入れをするという内容でございます。

それから、20款繰越金、1項1目繰越金348万3,000円でございますが、今回の不足する財源を繰越金から充当をさせていただくという内容でございます。

めくっていただきまして、16ページ、21款諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。276万5,000円の補正をお願いするものでございます。3節の還付金及び交付金340万円でございますが、自治総合センターコミュニティ助成事業交付金ということで、これは毎年補正をお願いしているものでございますが、今回は中店地区と曾根地区が採択をされたということで、中店地区で190万円、エアコン等を設置をしていきたい。それから、曾根地区が150万円ということで、冷蔵庫あるいはガステーブル、テレビ、そういったもろもろのものについて整備をしていきたいということで150万円でございます。

それから、4節雑入でございますが、特に大きな部分ですが、田上ごまどう温泉源泉使用料ということで75万円の減額でございますけれども、今回新型コロナウイルス感染症の支援ということで、源泉使用料を半年分免除するということで今回歳入を減額をしております。

それから、その下の新型コロナウイルスワクチン接種費ということで11万3,000円でございますが、これにつきましては町外の医療機関等で接種を行った場合について、国保連合会を通じて受け入れるという内容でございます。

歳入は以上でございます。

議会事務局長（渡辺 明君） 改めましておはようございます。

それでは、歳出のほうに移りますが、議案書の17ページお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費123万3,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうに移っていただきまして、2節給料、3節職員手当、4節共済費とい

うことで、これにつきましては4月1日の定期人事異動に伴うものとなっております。

私のほうからは以上です。説明のほう替わります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費459万円の減額でございます。一般管理費2節、3節、4節の関係につきましては、4月1日の人事異動に伴う経費になりますので、お願いをいたします。

めくっていただきまして、18ページ、5目自治振興費340万円でございます。18節負担金補助及び交付金、先ほど歳入でもご説明いたしましたとおり、コミュニティ助成事業ということで中店地区と曾根地区が採択を受けたということで、歳入を受けてその同額を補助金として支出をしていくという内容でございます。

では、説明替わります。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めましておはようございます。それでは、6款農林水産業費から説明させていただきます。

6款1項3目農業振興費であります。716万円の補正をお願いするものでございます。右側の説明欄御覧いただきたいと思うのですが、農業振興事業ということで716万円の補正をお願いするものであります。これは、4月の職員の定期人事異動に伴います関係経費の増減整理ということでお願いをするものでございます。

それから、続きまして、7款1項1目商工総務費でございます。328万4,000円の補正をお願いするものでございます。これも先ほどと同じように、4月の定期人事異動に伴う増減。それから、5月末に職員が1人退職したことによります関係経費の減。それから、住居手当ということで、右側の職員手当のところ23万円というふうに計上されておりますが、これは居住地の変更によりまして職員手当が増になったことに伴いまして、このたび23万円ということで追加予算をお願いしたいというものでございます。

続きまして、ページはぐっていただきまして、26ページになります。4目湯っ多里館事業費ということで、75万円の減額をお願いするものでございます。湯っ多里館管理事業ということで75万円、観光施設整備基金元金の積立基金ということでございます。先ほど総務課長から歳入のほうで説明ございましたが、湯田上温泉の支援ということで、源泉の使用料の減免ということで、75万円の減額補正をこのたびお願いしております。観光施設整備基金ということで、これは湯っ多里館の改修でありますとか、源泉の浚渫などの関係の経費ということで基金をつくっておるものでございますが、3年ぐらい前から源泉の使用料と同額を、基金にその額を、同額

でございますが、基金への積立てということで予算計上をさせていただいております。令和元年度、令和2年度の関係、少し源泉の浚渫の関係だとか、新型コロナの関係とかで結果的には積立てがちょっとできませんでしたが、積立てを行っております。したがって、今回源泉の使用料と同額を減額ということで、75万円の額を歳出予算減額をさせていただいております。

説明は以上です。

地域整備課長（時田雅之君） おはようございます。それでは、8款になります。

8款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費になりますが、300万円の補正をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。道路維持その他工事業ということで、10節需用費、修繕料としまして300万円になりますが、昨年除雪の関係で、雪の関連で、道路側溝の蓋、それからグレーチング等修繕が必要な箇所、また除雪によりまして砂利道の砂利がめくれてしまったようなところがあり、4月から6月にかけてかなりの修繕料が出ました。それで、今6月末の現段階で予算額が大体80万円ほどしか残ってございません。それで、これから雨季を迎えまして、また砂利が流れたり、それから地先の道路の修繕、それから側溝蓋の掛け替え等、また要望にお応えするために300万円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

3番（藤田直一君） 道路修繕費なのですけれども、委託された業者さんが保険を掛けている範囲あるわけです。例えばグレーチング、それから側溝の蓋、マンホール、いろいろ引っかけのやつ、民地の擁壁もそう。町の公園と道路の境のフェンスとか、結構除雪による被害が出ると思うのです。その除雪の被害が出たもの、例えば保険で直つ、直さないもの、その辺の判断はやっぱりしなければならないと思うのです。それはどのようにしてその区別をするのですか。

地域整備課長（時田雅之君） 地先の方々、それから我々の公の施設のフェンス等除雪で壊れた関連については連絡が来ます。それで、除雪のオペレーターに連絡した上で地先の方々と現場を確認し、明らかに除雪の影響であれば保険対応ということで直させてもらっているところなのですが、やっぱりちょっと微妙なところがどうしても出てきます。果たして除雪のせいなのか、それとも、もともとちょっと老朽化していた部分が除雪の関係で引っ張られたとか、確実に除雪のせいではないと言わ

れるものもやっぱり出てくるのです。それで、については現場を確認して、地先の方と相対で話をして、その中で明らかに除雪の影響だということであれば、保険対応で業者のほうから直していただきますし、そうでないグレーな部分については話合いの中で我々のほうで修繕の指示書を切って直す場合もございます。そんな形でやっています。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） おはようございます。

それで、4月から除雪の関係でないもので結構お金を使ったというお話ですけども、一番大きな金額を使ったところはどこになるのですか。

地域整備課長（時田雅之君） 大体似たか寄ったかなのですけれども、この修繕料というのはいわゆる簡易な修繕、1件当たり10万円未満の修繕費を支出している場所になるのですが、そうですね、大きいもの、大体金額同じぐらいなののですけれども、8万円、9万円なんかという路肩の修繕とか、それから蓋の掛け替えもございまして、一番大きいのは砂利道修繕です。大体金額にして170万円ほど支出してございます。

以上です。

総務産経常任副委員長（渡邊勝衛君） それで300万円という補正を組むわけでございますけれども、これは一応9月ぐらいまでのことですか。それとも来年の3月ぐらいとっていますか。

地域整備課長（時田雅之君） 希望としては、年度いっぱいこれで持てばと思うのですが、何が起こるか分かりませんので、せめて除雪の前まではこの予算で何とかしたいとこちらのほうでは考えています。

13番（高橋秀昌君） 私、総務産経は初めてなので、ちょっと確認しておきたいのですが、今のところで道路維持その他工事事業というのは、1件10万円未満もしくは以下の事業について計上する、その場所なのだよという理解の仕方でよろしいでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） そのとおりです。

5番（小嶋謙一君） 歳入のところでちょっと確認させてもらいたいのですが、14ページの15款3目衛生費国庫補助金のところで、低所得者の子育て世帯に対する子育て生活支援金です。これは、国から144人という数値が示されているということです。対象は住民税非課税世帯ということなのですが、例えば非課税世帯というのは当然町は把握しているわけですけども、人数的に増減があった場合というのはどのような処理になるのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） これ国の制度ですから、対象になる部分があれば当然追加で補正をしていくものだと思います。なので、ちょっとこの144人がどういうことではじかれたか、マックスというか、何かをベースにしてはじいたのだと思いますので、恐らくこれで足りるのだろうとは思っていますが、やっていって足りなければ、当然払わないという話にはならないと思いますから、今後追加なりして対応すると思っております。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

私のほうから、すみません、何点かお願いしたいと思います。

まず、地域整備課、8款土木費なのですけれども、4月、6月除雪修繕していただいて、おおよそ町内の除雪に関わる修繕というのは、これで完了したというふうに捉えていいのでしょうか。町内見てみると、まだ少しポールのようなものが寝ていたりとかするところがあったりするので、そういったものはもう発注済みでこれから作業に入っていくということなのか、現段階では除雪関係の修繕というのか、もう全て発注済みという形で捉えていけばいいのか、その辺りちょっと説明お願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 全て発注済みです。

総務産経常任委員長（今井幸代君） では、今後修繕されていくということで承知したいと思います。ありがとうございます。

次に、6款、7款になるのですけれども、5月末で職員の1人退職ということで、その経費等の補正に入っているのですが、今後産休に入る職員もいるというふうにも伺っていますが、産業振興課の人員体制といたしましうか、その辺りがどのような対応になってくるのか、お聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（佐藤 正君） お話のとおり、今年度産休に入る職員もいます。そこで、今係のほうを、農林係と、それから商工観光係あるのですが、職員の中で係でその業務、農林係と商工観光係両方を兼務するような職員が当然出てきますので、その辺はいる職員の中で、連絡を密にしながら仕事のほうを対応してまいりたいというふうに考えています。ちょっと仕事もかなりいっぱい出てきている中でなかなかやりくりのほうが大変ですが、今のところ現状でまずもって職員の中でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

副町長（吉澤深雪君） ちょっと私のほうから補足いたします。

年度途中で退職する職員あるいは産休に入る職員、事前に分かっていたものです

から、それを見越して人員体制、4月の人事異動を決めました。そういう意味では、2人今度欠員になりますが、1人ちょっと余計にその分は配置していたと。それからあと、また兼務辞令、政策推進室長は引き続き産業振興課を兼務というようなことで、この点まずは対応をしてもらいたいということで考えております。そういうふうな形で負担がかなりきつくなるのですが、今いる中でのやはり職員の割り振りということで、こういう形でスタートをさせていただきました。

総務産経常任委員長（今井幸代君） すみません、今まず既存の人員体制、4月の定期人事異動でそもそも1人加配をしていたということで、1人加配をしていたけれども、2人欠になっている。つまり実態としては、産業振興課は1人欠という状況ですね。その中で、これまでも政策推進室長は産業振興課を兼務していたわけですよ。それを変わらず引き続き兼務しているというのは、それは新たな加配というか、新たな兼務ということではないですよ。つまり実態としては、産業振興課の人員体制というのは、マイナス1状態で進めているということですよ。

副町長（吉澤深雪君） 本来の体制から令和2年度は1人加えたと。それは、ゴマンド号、デマンド交通を検討するためにどうしてもこの令和2年度は1人余計に、多く、厚くしなければならないということで増員をしたと。それを本来であれば令和3年度は1人欠員にするというようなことで考えていました。ただ、いろいろ退職する予定あるいは産休に入ることもありますので、その分引き揚げることはなしにそのまま同じ人数でやっていったというようなことであります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） つまりは、欠員がないということなのか、欠員が出ているということなのか、どちらなのでしょう。

副町長（吉澤深雪君） 産休ということで、その分は1人欠員になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 産休に入る職員の代替とか、新たな兼務者というのは配置しないということでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） 新たにというか、それを見越して1人兼務で、またその産休に対して欠員の補充については取りあえず今考えてはいないと。ただ、業務的にやはりきつくなれば、何らかの措置等は産業振興課と相談しながらやっていきたいというふうに考えています。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 数、実質的な職員の人員の体制、数字的なものでいえば、産休職員の補充等はしないということであれば、代替職員の配置等もないということであれば、マイナス1状態で産業振興課は業務遂行するということですよ。

副町長（吉澤深雪君） はい、そのとおりであります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） すみません、5月末で退職された職員、非常に若手の職員だったというふうに思います。実際に令和2年度業務遂行する中でいろいろな話をしているときに、その業務実態に非常に苦悩していたようにも話をしていて感じました。実際にお子さんも非常に小さくて、ただなかなか自分も帰るに帰れないということで、新型コロナ等もあったのもそうなのですけれども、業務の実態といいましょうか、そういった部分が大分過重になり過ぎていた部分も退職の背景に関係するのではないかなというふうに思います。

そういった中で、今産業振興課や保健福祉課、新型コロナ関係で大分業務が大きくなっている。そういった課の業務実態というのは、副町長等その辺りは十分理解はされているのでしょうか。

副町長（吉澤深雪君） もちろん過重となっているのは承知しております。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 実際その業務実態というのは、今現在どのような状況になっておられるのか、説明願えますか。というのも、時間外というのは、我々金額等でも見ていたりするのですけれども、実際の、国のほうもそうですけれども、今時間外で申告する数字ではなくて、その在庁時間という部分に焦点を当てたりですとか、実際の本当の職員の業務状況、業務実態がどのようにあるのかというところに注目されている、また我々も注視していかなければいけないのだろうというふうに私自身は捉えています。その辺り踏まえて副町長どのように職員の業務実態捉えておられるのか、業務実態がどのような状況にあるのか、説明を少しいただけるとありがたいなと思うのですが。

副町長（吉澤深雪君） 保健福祉課については新型コロナ対応ということで、災害対策と同等のものということで、大変申し訳ないのだけれども、通常の業務ではなくて、特別な、緊急的なものということでやはりお願いしていると。ただ、なるべく保健福祉課に全部過重行くのではなくて、新型コロナ対応についてはワクチンも含めて全庁的なバックアップでやっていこうということで体制を固めていきたいと、そういう形で進めていくということでもあります。ワクチン接種も、今月から1週間のうち5日、6日ぐらいの日程で組んでいるものですから、かなりな負担になりますが、その分は委託なり、あるいは来月からは責任者、それぞれのワクチン接種の関係については、総括は各課から協力してもらおうということで今進めております。

産業振興課のほうについては、かなりやはり負担重くなっていますが、逆に言うと昨年に比べれば少しは緩和しているかな。まだ重いのですが、昨年とはとにかく課

長なり係長は欠員になっている期間がなかったものですから、そういう面でいえば少しは緩和しているのかなということでは感じております。

以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 実際のそういったところは、我々も把握しているのです。そういうことではなくて、実際に例えば通常の平均退庁時間がどの程度、その時間外というカウント、申告ではそういうふうになっていないけれども、おおよその在庁時間というのがどの程度になっているとか、その辺りの把握というものを実際にされて、数字的な部分での把握というものをされておられるのかというところを伺いたかったのですが、もしそういった部分を把握されていないのであればそのような答弁で構いませんし、のであれば今後そういった部分をしっかりと把握しながら業務実態を捉えていくということは必要ではなかろうかと思いますが、その辺り捉え方教えてください。

副町長（吉澤深雪君） 時間外勤務命令以外のものについての在庁時間は、私のほうでは残念ながら把握はしておりません。それについてまた人事管理の面でそれぞれどういう事態になっているかというものは把握していきたいと考えております。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 今把握していないのであれば、そういった部分もしっかりと把握するというのも、労働実態を確認していくということで重要な観点だと思います。国も今そのような動きになっていきますし、そういった過重実態が職員の退職につながらないようにやっぱりマネジメントしていく必要もあると思いますので、副町長、ぜひそういった部分をしっかりと捉えていただきたいなと思います。

以上です。すみません、ありがとうございました。

13番（高橋秀昌君） 率直に言わせてもらおうと、副町長が答えられない分は、全部これ管理は総務課長なので、総務課長が答えればいい話なのです。

それで、ちょっと伺いたいのですが、直接委員長の質疑とは違うのだけれども、ちょっと気になったのは給与明細書のところ見ても結構残業で少なからぬ様子、お金が入っているのだけれども、大勢の人たちが残業するわけだから300万円程度が普通かなと思っているのですけれども、そこでちょっと伺いたいのだけれども、役場においてはサービス残業というのは全くないのだというふうには受け止めてよろしいでしょうか。出庁、退庁のカードを押すところありますよね。あそこを、実は役場にいるのだけれども、押してしまって退庁を、いわゆる帳簿上ではそうなっているけれども、役場に残って仕事をする、サービス残業になるのですか、こういうこと

は全くないのだというふうにこちらのほうは受け止めてよろしいでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） では、先ほど副町長ちょっと話がありましたけれども、先ほど言いましたように、時間外勤務命令ですから、それぞれの課長が命令をしたものが基本的に時間外という扱いになっていますから、タイムカードとの不一致は当然あるかと思いますが、それはそれぞれの担当課長が承知した上でやっているということですから、サービス残業はないだろうというふうに思っています。

それで、今ほど今井委員長がおっしゃる部分については、以前の庁議の中でも、決算でしたっけ、予算委員会でしたっけ、今井委員長が何かどうなっていますかという部分があって、総務課の中では超えた部分は何となくうちは把握はできますけれども、そういうものについては、基準を超えたものについては是正してくれというの出しますけれども、それ以外は、なかなか把握できないものについてはそれぞれの課長のほうでしっかりと把握をして、何かしらどうしてもという状況があれば私なり、当然町長、副町長なりに話をしてくれということでは以前の庁議で話はしています。ですので、実態は全体的に総務課のほうではどうかという部分は、ちょっと超えた部分はうちのほうで把握はしていますけれども、それぞれの主管課長が状況を判断してどうしても必要であればと。ですから、先ほど副町長も言いましたけれども、新型コロナの関係も逆にこちらのほうが何か協力できるものがあればということでの保健福祉課に実際は依頼はしております。昨年であっても、産業振興課でやろうとした新型コロナであっても、総務課とか町民課で協力しながらやっていくということをやっています。本当は職員を増やせば一番いいのでしょうけれども、あと途中で退職をされると採用の時期がなかなかうまく回らないときも実際あったりしますので、そういう部分中途で採用ができればいいのですけれども、なかなかそういうの難しい場合は、臨時職員で対応するなり、あとはいろいろな課で協力しながらやっているというのが現状でございますので、お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 今、総務課長のほうから、残業等については全て課長の責任のもとでやられていて、それを集計したものは総務課ではつかめるよということになっていて、サービス残業はないと受け止めているということではありますが、9月議会の決算になりますと各課長が全部そろいますので、それぞれの課長にサービス残業は1時間たりともないのだからどうかについてしっかりと指示をなさって、答えられるようにしておいてくれというふうに伝えていただきたいと思いますが、よろしいですか。

総務課長（鈴木和弘君） はい、分かりました。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

それでは、ないようですので、議案第24号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第28号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書58ページのほうをお願いいたします。

議案第28号 令和3年度田上町水道事業会計補正予算（第1号）になります。

予算第3条に定めました収益的支出の予定額につきまして337万2,000円の減額をお願いし、総額を2億5,522万8,000円といたすものでございます。

それと、第3条につきまして債務負担行為の設定をさせていただきます。内容につきましては、役場庁舎の中に各浄水場を監視しております中央監視装置というものがございまして、その監視装置が今年度で8年目を迎えるのですけれども、先月故障してしまいまして、今2台あるうち1台が稼働してございません。その機械の入替えに対する費用ということで、今回債務負担行為を設定させていただきました。

それでは、内容につきましてご説明させていただきます。ページをはぐっていただきまして、60ページのほうをお願いいたします。今回の水道の補正につきましては、今ほどの中央監視の部分と、それから4月の人事異動によりまして職員が減ったことによる給与費等の減額調整でございます。

それでは、説明のほうさせていただきます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原浄水及び配給水費337万2,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。1節給料、2節手当、5節法定福利費、それからちょっと下りますが、40節賞与引当金繰入額、それから最後41節法定福利費引当金繰入額、こちらにつきましては昨年3月末までおりました職員、ちょっと若手の職員1名が退職したことによりまして、減額の補正をお願いしているものでございます。

それと、真ん中ほど、16節の賃借料になりますが、60万円の補正をお願いするものでございます。こちらが先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、中央監視装置の機器の借上料ということで、60万円のほうを上げさせていただきました。実際、今、中央監視装置、親機と子機がございまして、親機のほうが故障して、今子機で対応しております。

なぜそれ親機、子機ということで整備してあるかといいますと、浄水場、それから配水池におきまして故障等発生しますと職員にメールで通報をかけます。その警報が途切れてしまつては中央監視の役割を果たさないということで、万が一親機が壊れても子機での対応が可能ということで、ミラーリングという機能によって2台

整備をしているところなのですが、その親機が今壊れまして子機で対応しているのですけれども、その子機が壊れますと今度警報を受信することができません。極端に言いますと、浄配水池にそれぞれ職員を配置しなければならないような状況になってまいります。今回幸いにも子機が動いていますので、これからその中央監視装置の機器の入替えについて作業を行いたいと思っておりますが、機器の納品まで8か月かかるということで、ちょっと見積りを徴した業者からはお話を聞いております。

この60万円という金額なのですけれども、これから早々に発注をかけさせていただいて、大体2月頃に納品ということで考えているのですけれども、その2月、3月分の機器のリース代ということで、一月30万円掛ける2か月分ということで60万円という金額を計上させていただきました。この中央監視装置につきましては導入時いろいろお話いただいていたところなのですけれども、平成25年度に一応この中央監視新浄水場と一緒に整備しまして、平成26年度からは水道の係員これまで4名体制だったものを3名、1名減として運用しております。この中央監視があることによって、浄配水池の監視が人員措置しなくてもできるということで人員削減につながったわけなのですけれども、大変重要な機械ということになっておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方。

13番（高橋秀昌君） 中央監視装置の借上げ及び債務負担行為などについて伺いたいののですが、これいわゆるリースになるわけなのですよね。そうすると、リースになった場合は、その期間中のメンテナンスは全く町負担ゼロという理解の仕方よろしいでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） すみません、保守の部分までちょっと詳しく見てこなかったのですが、たしかこれは保守は入った話だと思います。すみません。

13番（高橋秀昌君） 結構高額なものですから、そんなだったら買ったほうがいいではないかという、直感的にそう思ったのですが、私もちょっと機器を買っているのだけれども、一定の額を払えば全面的に面倒を見るというのが一般的なリースのやり方ではないかなと思って伺ったのですが、いわばこの月30万円払っていけば全部維持管理費は間違いなく町負担がないよということで、この債務負担行為の1,800万円は令和3年度から令和8年度までの5年間ということで受け止めてよろしいですね。

地域整備課長（時田雅之君） おっしゃるとおりです。5年分のリース料金になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第28号に対する質疑は終結いたします。

では、これより討論及び採決を行います。

議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第28号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

午前9時53分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年6月22日

総務産経常任委員長 今 井 幸 代